

生徒心得

玉磨かざれば光なし（実語教）

どのような宝石も原石のまま磨かなければ美しい光を放たないように、人間も生まれつきどんなに優れた才能をもっているとしても、鍛練し修養をつまなければ立派な人間にはなりません。

本校は校訓「みがく」に示したとおり、諸君が心身を磨き、鍛練する場であります。ここに定めた生徒心得をよく守り、明るく、活力に満ち品位ある校風を樹立するとともに、諸君一人一人が高校生活を実り多いものにするために互いに努力しましょう。

1 礼儀

常に品位を保ち、身だしなみ、言葉づかい、態度等他人に対して礼儀を失しないよう心がける。

2 学習

(1) 授業を大切にし、真摯な態度で臨む。始業の合図までには、準備を整え、着席又は整列し、授業を受ける姿勢をつくる。

(2) 授業の予習・復習を欠かさず、課題は確実に行う。そのために日々の家庭学習時間を確保する。

3 通学

(1) 不必要な金銭や貴重品、娯楽用具、雑誌類、菓子類等学校生活に不必要なものは持参しない。

(2) 登下校は、安全に十分注意し、別途学校が定める通学指定路を遵守する。

(3) 交通機関（電車バス等）を利用する生徒は、公共のマナーを守り一般乗客に迷惑をかけない。

(4) 四ない運動を遵守する。（免許を取らない、バイク等に乗らない、バイク等を買わない、他人のバイク等に乗せてもらわない）

(5) 自転車通学は許可制とする。許可された生徒は許可条件と交通ルールを守るとともに、交通マナーの向上に努め、事故のないように留意する。

ア 特殊な自転車は使わない。

イ 防犯登録をし、学校指定のステッカーを貼付する。

ウ 雨天時はレインコート（雨合羽）を着用し、傘さし運転、スマートフォンや音楽機器の使用など安全確保に支障をきたす運転はしない。

エ 自転車は常に整備し、特に灯火、ブレーキ、後尾反射鏡の故障のものは使わない。またハンドルや荷台などの変形はしない。

オ 自転車は指定された場所に整頓して置き、必ず施錠する。

カ 安全に留意し、ヘルメットの着用に努める。

(6) 事故に遭遇した場合は以下の行動を心掛ける。

ア 加害・被害者に関わらず負傷者の救護を第一にする。

イ 事故の詳しい状況をスマートフォン等のメモに記録する。（車の特徴・ナンバー等）

ウ 自分の連絡先と相手の連絡先を必ず交換する。

エ 事故の内容を学校・保護者・警察へ速やかに連絡をし、その後の対応の指示を待つ。

4 身だしなみ

(1) 通信制課程においては、制服は設定しない。わいせつ、センシティブ、不適切と判断できる内容の文字や柄の入った衣類は着用しない。

(2) 化粧類等はナチュラルで肌なじみの良い色までとする。

(3) アクセサリー等は校内装着不可とする。ジェルネイル、マニキュアは肌に合う自然な色までとする。

(4) 履物

ア 通学用靴は安全に留意したものとする。

黒革短靴でもよい。また、雨天のときは雨靴でもよい。

イ 校舎内では学校指定のスリッパを使用する。

ウ ソックスは安全に留意したものを着用すること。また冬季ストッキングを使用するときは、黒色またはベージュのものとする。

(5) 頭 髪

清潔感と品位、ナチュラルさを意識する。

(6) 体育時間の服装は、学校指定の体育着とする。

5 スマートフォンについて

(1) 全日制の朝ST開始時から帰りST終了までの間は、スマートフォンの使用は通信制教室内のみとする。

(2) 面接指導時は、常に電源を切り、鞆の中にしまっておく。

6 公共物等の取扱い

(1) 授業及び部活動を除き、校地、校舎、設備、備品の使用は、事前の許可を必要とする。

(2) 公共物の使用には十分注意する。校内器物等を損傷した場合は、ただちに担任に届け出る。

(3) 金品の徴収は事前の許可を必要とする。

(4) 校内外での掲示、印刷物配布、集会の開催、団体の結成あるいは参加については、事前の許可を必要とする。

(5) 週休日及び休日の登校は適切な指導者のもと許可する。

7 校外活動

(1) 外 出

ア 外出する時は、身分証明書を携帯し、風紀上好ましくない場所、あるいは不健全な場所へ入らない。

イ 無断外泊及び生徒のみで宿泊はしない。

(2) 旅 行

ア 宿泊を伴う旅行は、適切な指導者の同伴を伴うとともに、保護者の承認を得て、事前に「旅行届」を提出する。

イ 適切な指導者のいない登山、キャンプ等は実施しない。

ウ 旅行運賃割引証の必要なときは、旅行願とともに学生割引証交付願を提出する。

(3) アルバイトを希望する者は学校に申し出て、「アルバイト届」を提出する。

(4) 在学中は原付自転車、自動二輪車、自動車の運転免許証を取得しない。

(5) 飲酒、喫煙、薬物使用、暴力行為、不健全娯楽等はしない。

8 生徒の政治的活動について

(1) 教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことは認めない。

(2) 放課後や休日等に学校の構内において選挙運動や政治的活動を行う場合には、生徒指導部への申し出が必要である。ただし、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育を円滑に実施する上で支障が生じる場合は、制限又は認められない。

(3) 放課後や休日等に学校の構外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合、あるいは、自身又は他の生徒の学業や生活等への支障がある場合などは、制限又は認められない。

9 校則の見直し手続きについて

教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、生徒や保護者、学校評議員等から意見を聴取した上で絶えず見直しを行い、校長の最終的な判断により策定される。

【注意事項】

本心得に記載されていないことでも、社会的モラルに反する行為はしてはならない。